

## モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱

平成 23 年 6 月 8 日 国政参政第 24 号  
改正 平成 24 年 3 月 29 日 国総物第 109 号  
改正 平成 25 年 4 月 17 日 国総物第 6 号

### (通則)

第1条 モーダルシフト等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。以下同じ。）等物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者とする。

### (交付の対象等)

第4条 國土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1 及び別表 2 によるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表 1 及び別表 2 に定

めるところにより交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第3号様式による交付決定（変更）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定（変更）申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第4号様式による交付決定（変更）通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

#### (交付申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第5号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助対象事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第6号様式による補助対象事業の中止（廃止）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (状況報告等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第7号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに第8号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (書類の保存義務)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

#### (提出部数)

第 17 条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2 部（正本 1 部、副本 1 部）とする。

### 附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

### 附 則（平成 24 年 3 月 29 日付け国総物第 109 号）

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

**附 則（平成 25 年 4 月 17 日付け国総物第 6 号）**

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	モーダルシフト推進事業
内容	貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を図ることを目的として実施する事業
補助対象経費	<p>&lt;運行経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費</li> <li>・ 鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費</li> </ul>
補助率	1／2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、大臣が別に定める輸送種別毎の金額に輸送数を乗じて得た額を上限とする。
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）</p>
備考	<p>※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表2

補助対象事業	幹線輸送集約化推進事業
内容	発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて、走行車両台数及びCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業
補助対象経費	<運行経費> ・ 輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費
補助率	1/2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。